

住所		フリガナ 氏名	
----	--	------------	--

※1月1日の住所と現住所が異なる場合はそれぞれ記入してください。

※ 申告に当たっては、提出書類をこの台紙にのりづけし、申告書と一緒に提出してください（申告書の裏面には貼らないでください）。

① 本人確認書類（写）

※申告書を提出する際には、
毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

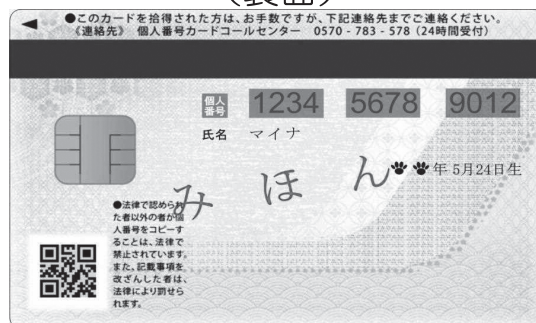
●マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方 マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。

のりしろ

(表面)



(裏面)



●マイナンバーカードをお持ちでない方

「番号確認書類」の写しと「身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

のりしろ

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

<p>◇番号確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー通知カード ※1 ・住民票 (マイナンバーの記載があるもの) <p style="text-align: center;">などのうちいずれか1つ</p>	+	<p>◇身元確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・障害者手帳 ・公的医療保険の被保険者証 ※2 ・パスポート ・在留カード <p style="text-align: center;">などのうちいずれか1つ</p>
--	---	--

※1 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

※2 被保険者証の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を塗り潰してください。

※ 申告に当たっては、提出書類をこの台紙にのりづけし、申告書と一緒に提出してください（申告書の裏面には貼らないでください。）。

② 源泉徴収票（給与・公的年金等）

のりしろ

③ 社会保険料（国民年金・国民年金基金等）
小規模企業共済等掛金 控除関係書類

のりしろ

④ 生命保険料控除関係書類

のりしろ

⑤ 地震保険料控除関係書類

のりしろ

⑥ 上記以外の関係書類

のりしろ

⑦ 上記以外の関係書類

のりしろ

貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。

※医療費控除の明細書は貼らずに提出してください。

書類の貼りかた（例）

